

附

錄

一、疾病保險ニ關スル國際規律

(一) 工業及商業ニ於ケル労働者並ニ家庭使用人ノ爲ノ疾病保險ニ關スル條約案

國際聯盟ノ國際労働機關ノ總會ハ

國際労働事務局ノ理事會ニ依リ「シユネーヴ」ニ召集セラレ千九百二十七年五月二十五日ヲ以テ其ノ第十回會議ヲ開催シ

右會議事項ノ第一項目ノ一部タル工業及商業ニ於ケル労働者並ニ家庭使用人ノ爲ノ疾病保險ニ關スル提案ノ採擇ヲ決議シ且

該提案ハ國際條約案ノ形式ニ依ルベキモノナルコトヲ決定シ

國際労働機關ノ締盟國ニ依リ批准セラルルガ爲「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ノ規定ニ從ヒ千九百二十七年六月十五日左ノ條約案ヲ採擇ス

第一條 本條約ヲ批准スル國際労働機關ノ各締盟國ハ本條約ニ掲グル規定ト少クトモ同等ナル規定ニ基ク強制疾病保險制度ヲ設クルコトヲ約ス

第二條 強制疾病保險制度ハ工業的企業及商業的企業ニ使用セラルル筋肉及非筋肉労働者（徒弟ヲ含ム）、家内労働者並ニ家庭使用人ニ之ヲ適用ス

尤モ各締盟國ハ左記ニ關シ必要ト認ムル例外ヲ當該國ノ法令又ハ規則ニ於テ設クルコトヲ得

(イ) 一時的の使用ニシテ其ノ期間ガ當該國ノ法令又ハ規則ニ依ル定メラルベキ期間ヨリモ短キモノ、臨時的使用ニシ

テ使用者ノ職業又ハ業務ノ爲ニスルニ非ザルモノ、隨時的の使用及補助的使用

(ロ) 勞働者ニシテ其ノ賃銀又ハ收入ガ當該國ノ法令又ハ規則ニ依リ定メラルベキ額ヲ超ユル者

(ハ) 金錢賃銀ノ支拂ヲ受ケザル勞働者

(ニ) 家内勞働者ニシテ其ノ勞働狀態ガ普通ノ賃銀勞働者ノ勞働狀態ト同様ノ性質ヲ有セザル者

(ホ) 當該國ノ法令又ハ規則ニ依リ定メラルベキ年齡制限以下又ハ以上ノ勞働者

(ヘ) 使用者ノ家ニ屬スル者

尙疾病ノ場合ニ於テ法令若ハ規則又ハ特殊ノ制度ニ依リ本條約ニ規定スル利益ト全體トシテ少クトモ同等ナル利益

ヲ受クル權利ヲ有スル者ハ強制疾病保險制度ヨリ之ヲ除外スルコトヲ得

本條約ハ海員及海上漁夫ニ之ヲ適用セズ右ノ者ノ爲ノ疾病保險ハ將來ノ總會ノ決議ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ得

第三條 身體上又ハ精神上ノ健康ノ異狀ノ爲勞働不能ト爲リタル被保險者ハ給付ノ支拂ハルベキ最初ノ日以後少クト

モ最初ノ二十六週間勞働不能ニ付現金給付ヲ受クル權利ヲ有ス

右給付ノ支拂ニ付テハ被保險者ガ第一ニ資格期間ヲ完了シタルコト及右期間満了ノ場合ニ於テハ三日ヲ超エザル待

期ノ經過シタルコトヲ條件ト爲スコトヲ得

現金給付ハ左記ノ場合ニ於テ之ヲ支給セザルコトヲ得

(イ) 同一ノ疾病ニ付被保險者ガ法令ニ依リ權利トシテ他ノ方面ヨリ補償ヲ受クル場合、給付ハ右補償ガ本條ニ定ム

ル給付ト同額ナルカ又ハ少額ナルカニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルモノトス

(ロ) 被保險者ガ其ノ勞働不能ノ事實ニ依リ其ノ通常ノ勞働所得ヲ失ハズ又ハ保險基金若ハ公ノ基金ニ依リ扶養セラ

ルル期間、尤モ被保險者自身右ニ依リ扶養セラルルモ家族ニ對スル責任ヲ有スルトキハ現金給付ハ一部分ノミ之

ヲ支給セザルモノトス

(ハ) 被保險者ガ疾病中正當ノ事由ナクシテ醫師ノ命令ニ從フコト若ハ疾病中被保險者ノ所爲ニ關スル指揮ニ從フコ

トヲ拒絕シ又ハ任意ニ且許可ヲ得ズシテ保險機關ノ監督ヲ離ルル期間

現金給付ハ被保險者ノ故意ノ非行ニ因リ生ジタル疾病ノ場合ニ於テハ之ヲ減額シ又ハ拒絕スルコトヲ得

第四條 被保險者ハ其ノ疾病ノ當初ヨリ且少クトモ疾病給付支給ノ所定期間ノ終了スル迄無料ヲ以テ充分資格アル醫

師ノ治療ニ適當ニシテ充分ナル藥劑及治療材料ノ支給ヲ受クル權利ヲ有ス尤モ醫療給付ノ費用中各國ノ法令又ハ

規則ニ依リ定メラルベキ部分ノ支拂ヲ被保險者ニ請求スルコトヲ得

醫療給付ハ被保險者ガ正當ノ事由ナクシテ醫師ノ命令ニ從フコト若ハ疾病中被保險者ノ所爲ニ關スル指揮ニ從フコ

トヲ拒絕シ又ハ保險機關ニ依リ提供セラルル便宜ヲ利用スルコトヲ懈怠スル期間之ヲ支給セザルコトヲ得

第五條 各國ノ法令又ハ規則ハ被保險者ノ家ニ屬スル者ニシテ之ト同居シ且其ノ扶養ヲ受クル者ニ對シ醫療給付ヲ支

給スルコトヲ許可シ又ハ命ズルコトヲ得當該法令又ハ規則ハ右給付ノ支給セラルベキ條件ヲ定ムベシ

第六條 疾病保險ハ權限アル公ノ機關ノ行政上及財政上ノ監督ノ下ニ在ル自治ノ機關ニ依リ管理セラルベク且營利ノ

目的ヲ以テ行ハルベカラズ私人ノ發意ニ依リ設立セラルル機關ハ權限アル公ノ機關ニ依リ特ニ認可セラルルコトヲ

要ス

被保險者ハ當該國ノ法令又ハ規則ニ依リ定メラルベキ條件ニ從ヒ自治ノ保險機關ノ管理ニ參加スベシ

尤モ疾病保險ノ管理ハ其ノ管理ガ國ノ事情ニ因リ特ニ使用者團體及勞働者團體ノ發達不十分ナルニ因リ困難、不可

能又ハ不適當ナル場合及期間ハ國ニ於テ直接ニ之ヲ爲スコトヲ得

第七條 被保險者及其ノ使用者ハ疾病保險制度ノ財源ヲ分擔スベシ

権限アル公ノ機關ニ依ル財政上ノ負擔ニ付テハ各國ノ法令又ハ規則ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

第八條 本條約ハ國際勞働總會ニ依リ其ノ第一回會議ニ於テ採擇セラレタル産前産後ニ於ケル婦人使用ニ關スル條約ヨリ生ズル義務ニ何等影響ヲ及ボスコトナシ

第九條 給付ヲ受クル權利ニ關スル爭議ノ場合ニハ被保險者ニ出訴ノ權利ヲ與フベシ

第十條 廣大ニシテ且人口極メテ稀薄ナル地域ヲ有スル國ニ於テハ人口稀薄ニシテ分散シ且交通手段不十分ナル爲本條約ニ從ヒ疾病保險ヲ組織スルコト不可能ナル地區ニ本條約ヲ適用セザルコトヲ得

本條ニ定ムル例外ヲ利用セント欲スル國ハ國際聯盟事務總長ニ其ノ正式批准ヲ通告スルトキ其ノ旨ヲ通知スベシ當該國ハ如何ナル地區ニ右ノ例外ヲ適用セントスルカヲ國際勞働事務局ニ通知シ且之ニ關スル理由ヲ示スベシ

歐羅巴ニ於テハ「フインランド」ノミ本條ニ定ムル例外ヲ利用スルコトヲ得

第十一條 「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ニ定ムル條件ニ依ル本條約ノ正式批准ハ登録ノ爲國際聯盟事務總長ニ之ヲ通告スベシ

第十二條 本條約ハ事務總長ガ國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國ノ批准ヲ登録シタル日後九十日ヨリ效力ヲ發生スベシ本條約ハ該事務局ニ其ノ批准ヲ登録シタル締盟國ノミヲ拘束スベシ

爾後本條約ハ他ノ何レノ締盟國ニ付テモ右事務局ニ其ノ批准ヲ登録シタル日後九十日ヨリ效力ヲ發生スルモノトス
第十三條 國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國ガ國際聯盟事務局ニ本條約ノ批准ノ登録ヲ爲シタルトキハ事務局總長ハ國際勞働機關ノ一切ノ締盟國ニ右ノ旨ヲ通告スベシ事務局總長ハ爾後該機關ノ他ノ締盟國ノ通告シタル批准ノ登録ヲ一切ノ締盟國ニ同様ニ通告スベシ

第十四條 本條約ヲ批准スル各締盟國ハ千九百二十九年一月一日迄ニ第一條、第二條、第三條、第四條、第五條、第

六條、第七條、第八條、第九條及第十條ノ規定ヲ實施シ且右規定ヲ實施スルニ必要ナルベキ措置ヲ執ルコトニ同意ス尤モ第十二條ノ規定ニ從フモノトス

第十五條 本條約ヲ批准スル國際勞働機關ノ各締盟國ハ「ヴェルサイユ」條約ノ第四百二十一條ノ規定及他ノ平和諸條約ノ對當條項ノ規定ニ依リ其ノ殖民地屬地及保護國ニ之ヲ適用スルコトヲ約ス

第十六條 本條約ヲ批准シタル締盟國ハ本條約ノ最初ノ效力發生ノ日ヨリ十年ノ期間滿了後ニ於テ國際聯盟事務局總長宛登錄ノ爲ニスル通告ニ依リ之ヲ廢棄スルコトヲ得右ノ廢棄ハ該事務局ニ登録アリタル日後一年間ハ其ノ效力ヲ生

ゼズ

第十七條 國際勞働事務局ノ理事會ハ少クトモ十年ニ一回本條約ノ施行ニ關スル報告ヲ總會ニ提出スベク且其ノ改正又ハ變更ニ關スル問題ヲ總會ノ會議事項ニ掲グベキヤ否ヤヲ審議スベシ

第十八條 本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トス

前記ハ國際勞働機關ノ總會ニ依リ「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレ且千九百二十七年六月十六日閉會ヲ宣セラレタル其ノ第十回會議中適法ニ採擇セラレタル條約案ノ正文ナリトス

右證據トシテ千九百二十七年七月七日署名ス

總會議長

アテユール・シー・チャタージ

國際勞働事務局長

アルベール・トーマ

(二) 農業勞働者ノ爲ノ疾病保險ニ關スル條約案

國際聯盟ノ國際勞働機關ノ總會ハ

國際勞働事務局ノ理事會ニ依リ「ジュネーブ」ニ招集セラレ千九百二十七年五月二十五日ヲ以テ其ノ第十回會議ヲ開催シ

右會議ノ會議事項ノ第一項目ノ一部タル農業勞働者ノ爲ノ疾病保險ニ關スル提案ヲ採擇ヲ決議シ且該提案ハ國際條約案ノ形式ニ依ルベキモノナルコトヲ決定シ

國際勞働機關ノ締盟國ニ依リ批准セラルルガ爲「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ノ規定ニ從ヒ千九百二十七年六月十五日左ノ條約案ヲ採擇ス

第一條 本條約ヲ批准スル國際勞働機關ノ各締盟國ハ本條約ニ掲グル規定ト少クトモ同等ナル規定ニ基ク農業勞働者ニ對スル強制疾病保險制度ヲ設クルコトヲ約ス

第二條 強制疾病保險制度ハ農業的企業ニ使用セラルル筋肉及非筋肉勞働者(徒弟ヲ含ム)ニ之ヲ適用ス尤モ各締盟國ハ左記ニ關シ必要ト認ムル例外ヲ當該國ノ法令又ハ規則ニ於テ設クルコトヲ得

- (イ) 一時的の使用ニシテ其ノ期間ガ當該國ノ法令又ハ規則ニ依リ定メラルベキ期間ヨリ短キモノ、臨時的使用ニシテ使用者ノ職業又ハ業務ノ爲ニスルニ非ザルモノ、隨時的の使用及補助的使用
 - (ロ) 勞働者ニシテ其ノ賃銀又ハ收入ガ當該國ノ法令又ハ規則ニ依リ定メラルベキ額ヲ超ユル者
 - (ハ) 金錢賃銀ノ支拂ヲ受ケザル勞働者
 - (ニ) 家内勞働者ニシテ其ノ勞働狀態ガ普通ノ賃銀勞働者ノ勞働狀態ト同様ノ性質ヲ有セザル者
 - (ホ) 當該國ノ法令又ハ規則ニ依リ定メラルベキ年齡制限以下又ハ以上ノ勞働者
 - (ヘ) 使用者ノ家ニ屬スル者
- 尙疾病ノ場合ニ於テ法令若ハ規則又ハ特殊ノ制度ニ依リ本條約ニ規定スル利益ト全體トシテ少クトモ同等ナル利益

ヲ受タル權利ヲ有スル者ハ強制疾病保險制度ヨリ之ヲ除外スルコトヲ得

第三條 身體上又ハ精神上ノ健康ノ異狀ノ爲勞働不能ト爲リタル被保險者ハ給付ノ支拂ハルベキ最初ノ日後少クトモ

最初ノ二十六週間勞働不能ニ付現金給付ヲ受クル權利ヲ有ス

右給付ノ支拂ニ付テハ被保險者ガ第一ニ資格期間ヲ完了シタルコト及右期間満了ノ場合ニ於テハ三日ヲ超エザル時期ノ經過シタルコトヲ條件ト爲スコトヲ得

現金給付ハ左記ノ場合ニ於テ之ヲ支給セザルコトヲ得

- (イ) 同一ノ疾病ニ付被保險者ガ法令ニ依リ權利トシテ他ノ方面ヨリ補償ヲ受クル場合、給付ハ右補償ガ本條ノ定ムル給付ト同額ナルカ又ハ少額ナルカニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルモノトス
- (ロ) 被保險者ガ其ノ勞働不能ノ事實ニ依リ其ノ通常ノ勞働所得ヲ失ハズ又ハ保險基金若ハ公ノ基金ニ依リ扶養セララルル期間、尤モ被保險者自身右ニ依リ扶養セラルルモ家族ニ對スル責任ヲ有スルトキハ現金給付ハ一部分ノミ之ヲ支給セザルモノトス

(ハ) 被保險者ガ疾病中正當ノ事由ナクシテ醫師ノ命令ニ從フコト若ハ疾病中被保險者ノ所爲ニ關スル指揮ニ從フコトヲ拒絶シ又ハ任意ニ且許可ヲ得ズシテ保險機關ノ監督ヲ離ルル期間

現金給付ハ被保險者ノ故意ノ非行ニ因リ生ジタル疾病ノ場合ニ於テハ之ヲ減額シ又ハ拒絶スルコトヲ得

第四條 被保險者ハ其ノ疾病ノ當初ヨリ且少クトモ疾病給付支給ノ所定期間ノ終了スル迄無料ヲ以テ充分資格アル醫師ノ治療並ニ適當ニシテ充分ナル藥劑及治療材料ノ支給ヲ受クル權利ヲ有ス

尤モ醫療給付ノ費用中各國ノ法令又ハ規則ニ依リ定メラルベキ部分ノ支拂ヲ被保險者ニ請求スルコトヲ得 醫療給付ハ被保險者ガ正當ノ事由ナクシテ醫師ノ命令ニ從フコト若ハ疾病中被保險者ノ所爲ニ關スル指揮ニ從フコ

トヲ拒絕シ又ハ保險機關ニ依リ提供セラルル便宜ヲ利用スルコトヲ懈怠スル期間之ヲ支給セザルコトヲ得

第五條 各國ノ法令又ハ規則ハ被保險者ノ家ニ屬スル者ニシテ之ト同居シ且其ノ扶養ヲ受クル者ニ對シ醫療給付ヲ支給スルコトヲ許可シ又ハ命ズルコトヲ得當該法令又ハ規則ハ右給付ノ支給セラルベキ條件ヲ定ムベシ

第六條 疾病保險ハ權限アル公ノ機關ノ行政上及財政上ノ監督ノ下ニ在ル自治ノ機關ニ依リ管理セラルベク且營利ノ目的ヲ以テ行ハルベカラズ私人ノ發意ニ依リ設立セラルル機關ハ權限アル公ノ機關ニ依リ特ニ認可セラルルコトヲ要ス

被保險者ハ當該國ノ法令又ハ規則ニ依リ定メラルベキ條件ニ從ヒ自治ノ保險機關ノ管理ニ參加スベシ

尤モ疾病保險ノ管理ハ其ノ管理方國ノ事情ニ因リ特ニ使用者團體及勞働者團體ノ發達不充分ナルニ因リ困難、不能又ハ不適當ナル場合及期間ハ國ニ於テ直接ニ之ヲ爲スコトヲ得

第七條 被保險者及其ノ使用者ハ疾病保險制度ノ財源ヲ分擔スベシ

權限アル公ノ機關ニ依ル財政上ノ負擔ニ付テハ各國ノ法令又ハ規則ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

第八條 給付ヲ受クル權利ニ關スル爭議ノ場合ニハ被保險者ニ出訴ノ權利ヲ與フベシ

第九條 廣大ニシテ且人口極メテ稀薄ナル地域ヲ有スル國ニ於テハ人口稀薄ニシテ分散シ且交通手段不十分ナル爲本條約ニ從ヒ疾病保險ヲ組織スルコト不可能ナル地區ニ本條約ヲ適用セザルコトヲ得

本條ニ定ムル例外ヲ利用セント欲スル國ハ國際聯盟事務總長ニ其ノ正式批准ヲ通告スルトキ其ノ旨ヲ通知スベシ當該國ハ如何ナル地區ニ右ノ例外ヲ適用セントスルカヲ國際勞働事務局ニ通知シ且之ニ關スル理由ヲ示スベシ

歐羅巴ニ於テハ「フインランド」ノミ本條ニ定ムル例外ヲ利用スルコトヲ得

第十條 「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對常編ニ定ムル條件ニ依ル本條約ノ正式批准ハ登錄ノ爲

國際聯盟事務總長ニ之ヲ通告スベシ

第十一條 本條約ハ事務總長ガ國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國ノ批准ヲ登錄シタル日後九十日ヨリ效力ヲ發生スベシ

本條約ハ該事務局ニ其ノ批准ヲ登錄シタル締盟國ノミヲ拘束スベシ

爾後本條約ハ他ノ何レノ締盟國ニ付テモ右事務局ニ其ノ批准ヲ登錄シタル日後九十日ヨリ效力ヲ發生スルモノトス

第十二條 國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國ガ國際聯盟事務局ニ本條約ノ批准ノ登錄ヲ爲シタルトキハ事務總長ハ國際勞働機關ノ一切ノ締盟國ニ右ノ旨ヲ通告スベシ事務總長ハ爾後該機關ノ他ノ締盟國ノ通告シタル批准ノ登錄ヲ一切ノ締盟國ニ同様ニ通告スベシ

第十三條 本條約ヲ批准スル各締盟國ハ千九百二十九年一月一日迄ニ第一條、第二條、第三條、第四條、第五條、第六條、第七條、第八條及第九條ノ規定ヲ實施シ且右規定ヲ實施スルニ必要ナルベキ措置ヲ執ルコトニ同意ス尤モ第十一條ノ規定ニ從フモノトス

第十四條 本條約ヲ批准スル國際勞働機關ノ各締盟國ハ「ヴェルサイユ」條約ノ第四百二十一條ノ規定及他ノ平和諸條約ノ對當條項ノ規定ニ依リ其ノ殖民地、屬地及保護國ニ之ヲ適用スルコトヲ約ス

第十五條 本條約ヲ批准シタル締盟國ハ本條約ノ最初ノ效力發生ノ日ヨリ十年ノ期間滿了後ニ於テ國際聯盟事務總長宛登錄ノ爲ニスル通告ニ依リ之ヲ廢棄スルコトヲ得右ノ廢棄ハ該事務局ニ登錄アリタル日後一年間ハ其ノ效力ヲ生

セズ

第十六條 國際勞働事務局ノ理事會ハ少クトモ十年ニ一回本條約ノ施行ニ關スル報告ヲ總會ニ提出スベク且其ノ改正又ハ變更ニ關スル問題ヲ總會ノ會議事項ニ掲グベキヤ否ヤヲ審議スベシ

第十七條 本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トス

前記ハ國際勞働機關ノ總會ニ依リ「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレ且千九百二十七年六月十六日閉會ヲ宣セラレタル其ノ第十回會議中適法ニ採擇セラレタル條約案ノ正文ナリトス
右證據トシテ千九百二十七年七月七日署名ス

總會議長 アテユール・シー・チャタージ
國際勞働事務局長 アルベール・トーマ

(三) 疾病保險ノ一般原則ニ關スル勸告

國際聯盟ノ國際勞働機關ノ總會ハ

國際勞働事務局ノ理事會ニ依リ「ジュネーヴ」ニ招集セラレ千九百二十七年五月二十五日ヲ以テ其ノ第十回會議ヲ開催シ

右會議ノ會議事項ノ第一項目タル疾病保險ノ原則ニ關スル提案ノ採擇ヲ決議シ且該提案ハ勸告ノ形式ニ依ルベキモノナルコトヲ決定シ

國際勞働機關ノ締盟國ヲシテ立法其ノ他ノ方法ニ依リ之ガ實現ヲ爲サシムル目的ヲ以テ考慮セシムル爲「ヴエルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ノ規定ニ從ヒ千九百二十七年六月十五日左ノ勸告ヲ採擇ス
健全ニシテ強壯ナル勞働力ノ維持ハ單ニ勞働者自身ノ爲ノミナラズ生産力ノ増進ヲ望ム社會ノ爲ニモ亦極メテ重要ナルニ因リ且

右ノ増進ハ勞働者ノ生産能率ノ損失ヲ豫防シ又ハ回復スル爲恒久的且組織的ニ周到ナル措置ヲ執ルコトニ依リテノミ之ヲ達成スルヲ得ルニ因リ且

右目的ノ爲ノ最善ノ周到ナル措置ハ社會保險ノ制度ヲ確立シ以テ其ノ適用ヲ受クル者ニ明確ナル權利ヲ與フルニ在ルニ因リ

從テ國際勞働機關ノ總會ハ

一方ニ於テ工業及商業ニ於ケル勞働者並ニ家庭使用人ノ爲ノ疾病保險ニ關スル條約案又他方ニ於テ農業勞働者ノ爲ノ疾病保險ニ關スル條約案即チ一切ノ疾病保險制度ニ於テ當初ヨリ準據スベキ最低條件ヲ規定スル草案ヲ採擇シ且締盟國ヲシテ其ノ疾病保險事業ノ創設又ハ完成ニ付既得ノ經驗ヲ利用スルコトヲ得シムル爲疾病保險ノ正當、有效且適當ナル組織ヲ促進スルニ最好ク適合スルモノト實際ノ示ス若干ノ一般原則ヲ指示スルコト望マシキニ因リ各締盟國ガ左ノ原則及規準ヲ考慮スベキコトヲ勸告ス

第一 適用ノ範圍

一 疾病保險ハ年齡又ハ性ノ如何ヲ問ハズ職業トシテ且勞務契約又ハ徒弟契約ニ基キ勞働ニ従事スル一切ノ者ヲ其ノ範圍内ニ包含スベシ
二 尤モ年齡制限以上又ハ以下ノ勞働者ガ既ニ法令其ノ他ノ方法ニ依リ保護セラルル事實ニ因リ年齡制限ヲ定ムルコト望マシト認メラルル場合ニ於テモ該制限ニ於テハ自己ノ家庭ニ於テ扶養セラルルモノト通常認メ得ラレザル年少者又ハ養老年金年齡ニ達セザル勞働者ヲ除外スベカラズ勞働者ニシテ其ノ所得又ハ收入ガ特定額ヲ超スル者ニ關シ例外ヲ設クル場合ニ於テモ右ノ例外ハ勞働者ニシテ其ノ所得又ハ收入ヲ以テ自ラ疾病ニ備ヘ得ベシト通常認メ得ラルル者ニ限り之ヲ適用スベシ

第二 給付

甲 現金給付

三 疾病ニ因リ勞働不能ト爲レル被保險者ガ能フ限リ速ニ其ノ健康ヲ回復シ得ルコトヲ確保スル爲喪失シタル賃銀ヲ補償スベキ現金給付ハ相當ノモノタルベシ

右ノ目的ノ爲給付ノ法定率ハ普通ニハ強制保險ノ目的上考慮セラルル通常ノ賃銀ニ應ジテ之ヲ定ムベク且家族ニ對スル責任ヲ考慮シテ右賃銀ノ相當大ナル割合タルベシ尤モ勞働者ガ他ノ手段ニ依リ附加的給付ヲ得ル爲通常利用スル適當ナル便宜ヲ有スル國ニ於テハ劃一的給付率適當ナルベシ

四 法定給付ハ給付ノ支拂ハルベキ最初ノ日以後少クトモ最初ノ二十六週間勞働不能ニ付支拂ハルベシ尤モ給付ノ支拂ハルベキ期間ハ危險ニシテ慢性的ナル疾病ノ場合及疾病給付ヲ受クル權利ノ消滅シタル後癱疾給付ヲ受クルコトナキ被保險者ニ對シテハ之ヲ一年ニ延長スベシ

五 保險機關ニシテ堅實ナル財政状態ニ在ルコトヲ示シ得ルモノハ左ノ權限ヲ有スベシ

(イ) 一切ノ被保險者ニ又ハ其ノ一定ノ集團特ニ家族ニ對スル責任ヲ有スル被保險者ニ對シ給付ノ法定率ヲ特定額迄増加スルコト

(ロ) 給付ノ支拂ハルベキ法定期間ヲ延長スルコト

六 埋葬費ガ慣習上又ハ法令上他ノ保險ニ依リ支給セラレザル國ニ於テハ疾病保險機關ハ被保險者ノ死亡シタル場合ニ於テ相當ナル埋葬ノ費用ニ關スル給付ヲ支拂フベシ疾病保險機關ハ又被保險者ノ被扶養者ノ埋葬費ニ關シ右給付ヲ支拂フ權限ヲ有スベシ

乙 實物給付

七 被保險者ニ對シ疾病ノ當初ヨリ且其ノ健康状態ガ必要トスル期間充分資格アル醫師ノ治療竝ニ適當ニシテ充分ナル藥劑及治療材料ヲ支給スベシ被保險者ハ其ノ疾病ノ當初ヨリ且少クトモ疾病給付支給ノ所定期間ノ終了スル迄無

料ヲ以テ右給付ヲ受クル權利ヲ有スベシ

八 充分資格アル醫師ノ治療竝ニ適當ニシテ充分ナル藥劑及治療材料ノ支給ノ外地方的及財政的事情ノ許ス場合ニ於テハ被保險者ヲシテ専門醫師ノ診療及齒科治療ヲ受クル便宜竝ニ其ノ家庭ノ狀況ガ之ヲ必要トシ又ハ其ノ疾病ガ病院ニ於テノミ與ヘラルベキ治療方法ヲ必要トスルトキハ入院治療ヲ受クル便宜ヲ有セシムベシ

九 被保險者ガ病院ニ收容セララルル期間保險機關ハ右被保險者ガ病院ニ收容セラレザリセバ之ニ支拂ハレタルベキ疾病給付ノ全部又ハ一部ヲ其ノ被扶養者ニ支拂フベシ

十 被保險者及其ノ家族ノ健康ヲ保持スルニ付良好ナル状態ヲ確保スル爲被保險者ノ家ニ屬スル者ニシテ之ト同居シ且其ノ扶養ヲ受クル者ニ對シ可能ニシテ實行シ得ベキ場合ニ於テハ醫療給付ヲ支給スベシ

十一 保險機關ハ其ノ必要トスル醫師ノ勤務ヲ公正ナル條件ニ依リ利用スル權限ヲ有スベシ都會地及特定ノ地理的限界内ニ於テハ被保險者ハ保險機關ノ利用シ得ル醫師ノ中ヨリ醫師ヲ選擇スル權利ヲ有スベシ但シ保險機關ニ對シ多額ノ特別ノ費用ヲ負擔セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

丙 疾病ノ豫防

十二 疾病ノ多クハ豫防シ得ラルベキヲ以テ敏活ナル豫防策ハ生産能率ノ損失ヲ防止シ、避ケ得ベキ疾病ニ依リ失ハルル財源ヲ他ノ目的ノ爲利用スルヲ得シメ且社會ノ物質上、智能上及道德上ノ福利ヲ増進スルコトヲ得ベシ

疾病保險ハ勞働者間ニ衛生ノ法則ノ實行ヲ教フルコトニ協力スベシ疾病保險ハ疾病ノ前驅的徵候ノ現ハレタルトキハ速ニ豫防ノ手當ヲ施シ且能フ限リ多數ノ者ニ之ヲ與フベシ疾病保險ハ疾病ノ蔓延ノ防止及國民ノ健康ノ増進ニ(右ノ目的ノ爲ノ一切ノ各種ノ活動ヲ調整スル一般方策ニ從ヒ)寄與スルコトヲ得ベシ

第三 保險ノ組織

十三 保險機關ハ權限アル公ノ機關ノ監督ノ下ニ自治ノ原則ニ從ヒ管理セラルベク且營利ノ目的ヲ以テ運用セラルベカラズ被保險者ハ保險制度ノ運用上最直接ニ利害關係ヲ有スル者ナルヲ以テ選舉セラレタル代表者ヲ通ジ保險制度ノ管理上重要ナル地位ヲ占ムベシ

十四 醫療給付ノ良好ナル組織竝ニ特ニ科學ノ進歩ノ結果ヲ應用セル醫療設備ノ有效ナル設置及利用ハ或特別ノ場合ヲ除クノ外地域的基礎ニ於テ活動ヲ集中スルコトニ依リ最容易ニ之ヲ確保スルコトヲ得

第四 財源

十五 保險制度ノ財源ハ被保險者ノ躰出金及使用者ノ躰出金ヲ以テ之ニ充ツベシ右ニ依リ共同シテ設ケラレタル資金ハ特ニ國民ノ健康ヲ増進スル爲公ノ基金ヨリノ躰出金ニ依リ有利ニ補充セラルルコトヲ得
保險制度ノ安定ヲ確保スル爲該制度ノ特殊ノ事情ニ適應スル準備基金ヲ設置スベシ

第五 爭議ノ解決

十六 被保險者ト保險機關トノ間ノ給付ニ關スル爭議ハ敏速ニ且些少ノ費用ヲ以テ之ヲ解決スル爲保險ノ目的及被保險者ノ要求ヲ特ニ理解スル裁判官又ハ補佐員ヲ其ノ構成員中ニ包含スル特別裁判所ノ所管ト爲スベシ

第六 人口稀薄ナル領域ニ對スル例外

十七 國ニシテ人口稀薄ナルカ又ハ交通手段不十分ナル爲其ノ領域ノ一定ノ部分ニ於テ疾病保險ヲ組織スルコトヲ得ザルモノハ

(イ) 其ノ領域ノ右部分ニ於テ地方的事情ニ適應スル衛生施設ヲ設クベシ

(ロ) 其ノ領域中從前強制保險制度ヨリ除外セラレタル部分ニ於テ強制疾病保險ノ施行ニ必要ナル條件ガ完成シタリ

ヤ否ヤラ定期的ニ審査スベシ

第七 海員及海上漁夫

本勸告ハ海員及海上漁夫ニ之ヲ適用セズ

前記ハ國際勞働機關ノ總會ニ依リ「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレ千九百二十七年六月十六日閉會ヲ宣セラレタル其ノ第十回會議中適法ニ採擇セラレタル勸告ノ正文ナリトス
右證據トシテ千九百二十七年七月七日署名ス

總會議長

アテニール・シー・チヤタージ

國際勞働事務局長

アレペール・トーマ

(參考) 國際勞働總會の採擇したる疾病保險に關する條約案の各國批准狀況 (一九三五年四月現在)

國名	工業及商業に於ける勞働者並に家庭使用人の爲の疾病保險に關する條約案	農業勞働者の爲の疾病保險に關する條約案
奧太利	○	○
ブルガリア	○	○
智利	○	○
チエコスロバキア	○	○
獨逸	○	○
英吉利	○	○
匈牙利	○	
ラトビア	○	

葡 萄 牙	波 蘭	諸 威	ルク セン ブル グ	リス ア ニア	ラ ト ヴ ア	伊 太 利	匈 牙 利	希 臘	英 吉 利	獨 逸	佛 蘭 西
○	○	○	○	○	○	○ <small>(機械を使用する車又は二十人を使用する車)</small>	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○				○			○	○	○
○	○	○		○			○		○	○	○
○	○	○ <small>(十日以上の航海を除く)</small>			○ <small>(通常の航海を除く)</small>	○	○	○	○	○	○ <small>(通常の航海を除く)</small>
○	○	○			○	○	○	○ <small>(筋骨労働者のみ)</small>		○	○ <small>(筋骨労働者のみ)</small>
○	○	○			○		○				○
○	○	○	○	○	○		○		○	○	○
○	○	○			○ <small>(三人以上の女子を雇う者に限り)</small>		○		○	○	○
	○	○	○	○	○		○		○	○	
	○	○	○		○	○	○		○	○	○
	公務に従事する者は 医療のみを受く		家内労働者に關しては 命令に依り適用することを得	外年金権ある官吏除	同様の待遇を受ける官吏を除く		公務に従事する者は 医療のみを受く		鐵道従業員及官吏は 同様の待遇を受く	鐵道従業員及官吏は 同様の待遇を受く	以下 年收一五、〇〇〇 以下 年收六〇〇〇

ルク セン ブル グ	ル ー マ ニ ア	ニ ー ゴ ー ス ラ ビ ア
○	○	○

(備考) ○印は批准を示す

二、職業別に觀たる諸國に於ける強制疾病保險の適用範圍一覽

國	工業	商業	農業	水産業	航海業	鐵道	公務	家庭内労働者	職員	備考
エストニア	○ <small>(五人以上の労働者を使用する處の企業)</small>			○	○					鐵道従業員及官吏は 傷病手当金及醫療を受く
チエツコ スロヴァキア	○	○	○	○	○	○	○	○		一年間の傷病手当金を受くる官吏は 醫療のみ保險
智利	○	○	○	○	○	○	○	○		鐵道従業員は醫療のみを受く
ブルガリヤ	○	○	○	○	○	○	○	○		外年金権ある官吏除
白耳義					○					六月間の傷病手当金を受くる官吏は 醫療のみ保險さる
埃太利	○	○	○	○	○	○	○	○		

(備考) ○印は適用あるもの
餘白は不明のもの

日 本	ソ ウ イ エ ト 連 邦	ス ロ ベ イ ア	ア ニ マ ー ル			國
			ブ ロ ウ イ ナ	ア ー デ ニ ル	舊 領 土 及 ベ ン ツ ラ ビ ア	
○	○	○	○	○	○	工 業
○	○	○	○	○	○	商 業
○	○	○	○	○	○	農 業
○	○	○	○	○	○	水 産 業
○	○	○	○	○	○	航 海 業
○	○	○	○	○	○	鐵 道
○	○	○	○	○	○	公 務
○	○	○	○	○	○	家 庭 使 用 人
○	○	○	○	○	○	家 内 勞 働 者
○	○	○	○	○	○	鑛 業
○	○	○	○	○	○	職 員
○	○	○	○	○	○	備 考

ソ ウ イ エ ト 連 邦	瑞 西	英 吉 利	ユ ー ロ ー ピ ア	諸 威
(一) 一六八、〇〇〇、〇〇〇	(一) 四、〇六六、四〇〇 (二) 一、九四二、六二六	(一) 二、八一四、一九四 (二) 一、一六七、五一四	(一) 一三、九三〇、九一八 (二) 五、九〇五、九七〇	(一) 二、八一四、一九四 (二) 一、一六七、五一四
強 制	強 制	強 制	強 制	強 制
私 人 の 者	有 償 勞 務 (筋 肉 的 た る と 精 神 的 た る と を 問 は ず) に 服 す る 者	者(年 收 二 五 〇 磅 以 上 の 者) 則 し て 金 庫 規 約 に 定 め た る 條 件 を 滿 す と き は 加 入 者 と な る こ と を 得	十 五 歳 以 上 の 公 私 企 業 の 總 て の 被 傭 者	十 五 歳 以 上 の 公 私 企 業 の 總 て の 被 傭 者
二 二、一 五 六、五〇	一、六 四〇、四〇	一、七 〇七、〇〇	六 三 一、一〇	六 八 一、四〇

(注意) 本表は大體一九三〇年乃至一九三三年現在を以て示されたるものなるを以て本文記

何 年 期	伊 大 刊	ア ル タ ン	和 期	波 期	メ リ ッ ク	西 班 牙	瑞 典	ス ァ イ ー ド	諸 島	ソ ー ト
79(一)	(二)(一)	(一)	(二)(一)	(二)(一)	(三)(一)	(二)(一)	(二)(一)	(一)	(一)	(一)
七九(一)〇四三	四一六五、六七	二九九九三	七九〇三八	二五、六九四七〇	一八〇五二、八九六	二、五八九八二	四〇六、四〇〇	一三、九三〇、九一八	二八、四、一九四	一六、〇〇〇、〇〇〇
79(一)〇四五	一七、四二、三九	二九九九九三	三、九一、九一八	二、五五、六九四七〇	一〇、四三七、七〇〇	七、九六、四一六	四〇六、四〇〇	五九〇、五九七〇	二八、一四、一九四	一六、〇〇〇、〇〇〇
79(一)〇三六	一七、四二、三九	二九九九九三	三、九一、九一八	二、五五、六九四七〇	一〇、四三七、七〇〇	七、九六、四一六	四〇六、四〇〇	五九〇、五九七〇	二八、一四、一九四	一六、〇〇〇、〇〇〇
79(一)〇二七	一七、四二、三九	二九九九九三	三、九一、九一八	二、五五、六九四七〇	一〇、四三七、七〇〇	七、九六、四一六	四〇六、四〇〇	五九〇、五九七〇	二八、一四、一九四	一六、〇〇〇、〇〇〇
79(一)〇一八	一七、四二、三九	二九九九九三	三、九一、九一八	二、五五、六九四七〇	一〇、四三七、七〇〇	七、九六、四一六	四〇六、四〇〇	五九〇、五九七〇	二八、一四、一九四	一六、〇〇〇、〇〇〇
79(一)〇〇九	一七、四二、三九	二九九九九三	三、九一、九一八	二、五五、六九四七〇	一〇、四三七、七〇〇	七、九六、四一六	四〇六、四〇〇	五九〇、五九七〇	二八、一四、一九四	一六、〇〇〇、〇〇〇
79(一)〇〇〇	一七、四二、三九	二九九九九三	三、九一、九一八	二、五五、六九四七〇	一〇、四三七、七〇〇	七、九六、四一六	四〇六、四〇〇	五九〇、五九七〇	二八、一四、一九四	一六、〇〇〇、〇〇〇
79(一)〇〇〇	一七、四二、三九	二九九九九三	三、九一、九一八	二、五五、六九四七〇	一〇、四三七、七〇〇	七、九六、四一六	四〇六、四〇〇	五九〇、五九七〇	二八、一四、一九四	一六、〇〇〇、〇〇〇

(注) 本表は六四一九三〇年乃至一九三三年度を以て示されたるものなるを以て本表のものと相異なるものあり。

東京・深川谷井印行